

社会福祉法人 栄光会 定款第 8 条及び第 21 条に基づく
役員・評議員の報酬に関する規程

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 栄光会の役員、評議員の報酬について必要な事項を定める。

第 2 条 役員、評議員の報酬額については、評議員会の決議によって定める。

役員・評議員報酬表

	報 酬
理事長業務報酬	無 し
理事報酬	10,000 円／回
監事報酬	10,000 円／回
評議員報酬	10,000 円／回

附則

- 1 この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。